

第 7 回合併協議会が開催されました。

6月24日、第7回協議会が開催され、前回の協議会で提案された事務事業のすり合わせ調整案「協議会で協議し、承認を受けるもの219項目」協議会に報告し、承認を受けるもの394項目」合計613項目が協議、承認されました。



今回、承認されました「協議会で協議し、承認を受けるもの219項目」につきまして、その内容を要約してお知らせします。

* 詳細につきましては、合併協議会事務局で閲覧できます。

総務関係

1	財産区（議会制）	佐久市（3 財産区）・臼田町（5 財産区）・望月町（3 財産区）に財産区があります。合併時、現行どおり財産区として存続します。望月町の協和財産区・春日財産区の運営委員会のあり方については、合併後検討します。
2	財産区（管理会制）	望月町（1 財産区）に財産区があります。合併時、現行どおり財産区として存続します。
3	行政相談	4 市町村とも実施しています。合併時、相談会場を 4 ヶ所設け、隔月で実施します。浅科村が 10 月に実施している法律相談は、広域連合実施の法律相談で対応します。
4	市町村政懇談会対応	4 市町村とも同様の事業を実施しています。新市において広く住民の声を聞き、市政に反映させることを目的に、地区区長会単位で市政懇談会を開催します。
5	コミュニティラジオ・テレビ放送「行政情報番組」	佐久市が実施しています。合併時、行政情報を佐久CATV・エフエム佐久平へ放送委託し、広報広聴活動を推進します。【内容】定時番組・スポット放送・企画番組・防災情報等
6	市政モニター	佐久市が実施しています。合併時、新市において実施します。
7	市内施設見学	佐久市が実施しています。合併時、新市において実施します。
8	行政改革推進委員会・行政改革懇話会	4 市町村で委員数、任期、委員構成に違いがあります。合併時、新市において設置します。【委員数】15 名以内 【委員任期】2 年 【委員構成】市議会議員、学識経験者、民間諸団体の代表者、その他市長が必要と認める者。
9	選挙管理委員会	4 市町村とも法律に基づき設置しています。法令の規定により、合併時、新市において設置します。
10	期日前投票	合併時、投票所を 4 市町村に各 1 ヶ所設置して実施します。
11	不在者投票	4 市町村とも実施していますが、指定投票区制度の採用に違いがあります。合併時、不在者投票所は選挙管理委員会に 1 ヶ所設置して実施します。また、指定投票区制度を設けます。
12	監査委員	地方自治法の規定により、合併後、新市において設置します。委員数は、人口規模を勘案し 2 名とします。
13	公平委員会	佐久市が設置しています（臼田町・浅科村・望月町は郡町村公平委員会組合において共同設置）。地方自治法・地方公務員法の規定により、合併後、新市において設置します。
14	特別職報酬等審議会	4 市町村とも設置していますが、委員数に違いがあります。合併時、新市において設置します。委員数は、10 名を基本に調整します。

民生関係

15	住民基本台帳等諸証明手数料	4 市町村とも徴収していますが、一部の手数料について金額等に違いがあります。合併時、現行の手数料を基本とし、違いのあるものについては、統一した基準を設けます。
----	---------------	---